

◎ ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案 新旧対照条文
 ○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）【附則第四条関係】
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一節 厚生労働省の設置（第二条）</p> <p>第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等（第六条―第十五条の二）</p> <p>第三節 施設等機関（第十六条）</p> <p>第四節 特別の機関（第十六条の二）</p> <p>第五節 地方支分部局（第十七条―第二十四条）</p> <p>第四章 中央労働委員会（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおり</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一節 厚生労働省の設置（第二条）</p> <p>第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等（第六条―第十五条）</p> <p>第三節 施設等機関（第十六条）</p> <p>第四節 特別の機関（第十六条の二）</p> <p>第五節 地方支分部局（第十七条―第二十四条）</p> <p>第四章 中央労働委員会（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおり</p>

とする。

- がん対策推進協議会
- 肝炎対策推進協議会
- アレルギー疾患対策推進協議会
- 循環器病対策推進協議会
- 中央最低賃金審議会
- 労働保険審査会
- 過労死等防止対策推進協議会
- 成育医療等協議会
- 旧優生保護法一時金認定審査会
- アルコール健康障害対策関係者会議
- 中央社会保険医療協議会
- 社会保険審査会
- ハンセン病患者家族補償金認定審査会

(ハンセン病患者家族補償金認定審査会)

第十五条の二 ハンセン病患者家族補償金認定審査会について

は、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律
(令和元年法律第 号)(これに基づく命令を含む。)の定め
るところによる。

とする。

- がん対策推進協議会
- 肝炎対策推進協議会
- アレルギー疾患対策推進協議会
- 循環器病対策推進協議会
- 中央最低賃金審議会
- 労働保険審査会
- 過労死等防止対策推進協議会
- 成育医療等協議会
- 旧優生保護法一時金認定審査会
- アルコール健康障害対策関係者会議
- 中央社会保険医療協議会
- 社会保険審査会
- 〔新設〕

〔新設〕

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）【附則第五条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（補償金の支払の業務）</p> <p>第五条の五 機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項及び第二項並びに第五条の三第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。</p> <p>一 国の委託を受けて、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 号。次号及び次条第一項において「ハンセン病患者家族補償金支給法」という。）第三条の補償金の支払を行うこと。</p> <p>二 国の委託を受けて、ハンセン病患者家族補償金支給法第十条第一項の補償金の支払を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。</p> <p>（ハンセン病患者家族補償金支払基金）</p>	<p>附則</p> <p>〔新設〕</p>

第五条の六 機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるためにハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、ハンセン病元患者家族補償金支給法第二十七条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

〔新設〕